

1. 軽自動車税の税率改正

平成27年度から軽自動車税の税率が変わります。

■原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車・雪上車
登録されている次の車種の車両全てに平成27年度から新税率が適用されます。

	車種区分			旧税率(年額) 平成26年度まで	新税率(年額) 平成27年度から
	種別	色	総排気量 定格出力		
甲賀市ナンバー (旧町ナンバー)	原動機付 自転車	白	50cc以下 0.6kw以下	1,000円	2,000円
		黄	50cc超 90cc以下 0.6kw超 0.8kw以下	1,200円	2,000円
		桃	90cc超 125cc以下 0.8kw超	1,600円	2,400円
		水色	20cc超 (三輪以上) 0.25kw超 (三輪以上)	2,500円	3,700円
	小型特殊 自動車	緑	農耕作業用	1,600円	2,000円
		緑	その他	4,700円	5,900円
滋賀ナンバー	二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)			2,400円	3,600円
	二輪の小型自動車(250cc超)			4,000円	6,000円
	雪上車			2,400円	3,600円

■軽三輪・軽四輪

最初の新規検査(※)により、現行税率、新税率、重課税率(平成28年度～)のいずれかの税率になります。

※今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するとき受ける検査です。

	車種区分		現行税率 (年額)	新税率 (年額)	重課税率(年額) (平成28年度～)
	滋賀ナンバー	軽三輪	乗用	3,100円	3,900円
貨物用			3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪		乗用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用	3,000円	3,800円	4,500円

現行税率…平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、新規検査から一定年数(13年)を経過するまで適用されます。

新税率…平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両で、新規検査から一定年数(13年)を経過するまで適用されます。

重課税率…新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車(電気・天然ガス軽自動車など及び被けん引車を除く)は、新規検査から一定年数(13年)を経過した年度の翌年度から、重課税率(改定後の税率よりおおむね20%高い税率)が適用されます。

【参考】平成14年12月31日以前に最初の新規検査を受けた車両は平成28年度から重課税率の対象となります。

2. 法人市民税の法人税割の税率改正

本年10月1日以後に開始する事業年度分から下表のとおり引き下げられます。

資本金の額または出資金の額	平成26年9月30日以前に開始する事業年度の税率	平成26年10月1日以後に開始する事業年度の税率
資本金等の額が1億円以下の法人	13.7%	11.1%
上記以外の法人	13.7%	12.1%

予定申告の経過措置

本年10月1日以後に開始する「最初」の事業年度の予定申告額について、法人税割は前年度の法人税割の4.7/12(通常は6/12)となります。

税務課 市民税係
☎65-0679/☎63-4574

水口税務署からのお知らせ

記帳・帳簿保存制度が改正

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります)は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

■記帳説明会のご案内

新たに記帳を行う方や記帳の仕方が分からない方のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施します。

また、決算時期には、「決算説明会」を開催し、棚卸の仕方、減価償却の方法などについて説明を行います。

●記帳説明会

開催月日	時間	場所	講師
10月28日(火)	第1回 10時~12時	水口納税協会 (税務署の隣)	税理士
10月29日(水)	第2回 14時~16時	湖南市商工会 (サンライフ甲西)	

●決算説明会

開催月日	時間	場所	講師
12月2日(火)	第1回 10時~12時	甲賀市商工会 (税務署の向かい側)	税理士
12月4日(木)	第2回 14時~16時	湖南市商工会 (サンライフ甲西)	

どなたでも参加できます。ぜひお越しください。

水口税務署 個人課税部門
☎62-0314(代表)

※自動音声によりご案内しています。アナウンスに従い操作してください。

人権擁護委員の委嘱

人権擁護委員1名が平成26年10月1日法務大臣から委嘱を受けられました。任期は平成29年9月30日までの3年間です。

人権に関わる悩みごとは、人権擁護委員にご相談ください。

【再任】

いちみや しょうこ
一宮 祥子さん(甲賀町小佐治)

人権推進課 人権政策係
☎65-0694/☎63-4582

屋外広告物クリーンキャンペーンを実施

9月1日~10日の「屋外広告物適正化旬間」期間中、県内一斉にクリーンキャンペーンが実施されました。

【キャンペーンの内容】

- ①屋外広告物法および条例の普及啓発
- ②違反広告物の簡易除却
- ③違反広告物の是正取組

市では9月5日、違法な屋外広告物の簡易除却作業と道路の不法占用物件に対する指導を行いました。

主に電柱や柵などの立看板やはり札などを除却し、期間を定めて市役所で保管しています。

【今回除却した広告物】

はり札	立看板	広告旗	その他	合計	参加人数
7枚	2個	2個	3個	14個	9人

一人ひとりがルールを守り、きれいで安全なまちにしましょう。

公共的物件や交通安全施設、電柱などには、たとえ短い期間であっても原則として立看板やはり札などの広告物を表示することはできません。

問い合わせ
都市計画課 都市計画係
☎65-0719/☎63-4601